

長寿命化工事が行われたマンションに対する
固定資産税減額申告書

令和6年10月1日

(宛先) 下関市長

長寿命化工事が行われたマンションについて、下関市税条例附則第10条の3第12項の規定により、次のとおり申告します。

| | | | | |
|-----------------------|----------------|--|---------|-----|
| 納税義務者 (申告者) | 住所 (所在地) | 下関市南部町1番1号 | | |
| | フリガナ | ナベ ヒサコ | | |
| | 氏名 (名称) | 南部 寿子 | | |
| | 個人番号 (法人番号) | 連絡先 (083) 231-1111 | | |
| 家屋の表示 | 所在 | 下関市 | 南部町 321 | 番 |
| | 種類 | 鉄筋コンクリート造・居宅 | 家屋番号 | 321 |
| | 床面積 | 64.50 m ² (うち居住用 64.50 m ²) | | |
| 建築年月日 | | 昭和40年10月13日 | | |
| 登記年月日 | | 昭和40年10月20日 | | |
| 工事完了年月日 | | 令和6年9月20日 | | |
| 期限後に提出する場合、提出できなかった理由 | | | | |

番号未記載でも受け付けます

- 注1 「長寿命化工事」とは、建物の外壁等について行う大規模な修繕又は模様替えの工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）をいう。
- 2 「建築年月日」は、工事完了年月日から20年以上前の日となること。
- 3 工事完了年月日から3月以内に提出すること。

添付資料

- 1 建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人による大規模の修繕等証明書
- 2 建築士又はマンション管理士による過去工事証明書
- 3 1棟に10以上の区分所有された部分があることを証する書類（設計図書等）
- 4 次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (1) 長期修繕計画に助言又は指導を受けたマンション
助言・指導内容実施等証明書
 - (2) 管理計画認定マンション
認定通知書等の写し及び建築士又はマンション管理士による修繕積立金引上証明書